

伊賀市文化財保存活用地域計画（中間案）パブリックコメント等に対する対応案

伊賀市文化財保存活用地域計画（中間案）へのパブリックコメントを次のとおり実施しました。

【募集期間】令和4年12月1日（木）から令和5年1月6日（金）まで

【募集内容】伊賀市文化財保存活用地域計画（中間案）に対するご意見

【閲覧方法】

- 1 伊賀市ホームページ
- 2 文化財課、各支所、各地区市民センター へ設置

【結果】意見数：7名（うちWeb利用5名）、24件

番号	掲載箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
1	全般	すべてにおいてですが長い。 まず読んでいて読み返す箇所が多い。もっと簡単に分析出きるようなツールへの変更を望みます。	計画策定後、概要版の作成や、YouTube等での本計画解説の配信等を検討します。	
2	全般	一部ののみの解答返信となりますが伊賀市のメインが解りずらいため観光のスポットとしても伸び悩む。 城、忍者、上野の旧市街に友人を呼びました。 平日の観光はただの微妙な住宅街。土日は市民も休日で色々混む。 まずは他府県ナンバーや他市からの駐車料金無料化、など無理をしてプラスマイナス0にする取り組みを。 伊賀市で伊賀牛の寿司を食べたい！ どこを勧められますか？あと御酒も！ 越前寿司さんは市街から徒歩では遠く決起何もなかったで終るんです。 現在はコロッケ屋さんも再開しているのでその辺りに集中的に観光客を呼べる工夫や予算をとりませんか？ あと、トイレも少ないです。	ご指摘の内容は、文化財を観光資源のひとつとする。あるいは地域のにぎわいづくりへの寄与についてのご指摘かと思えます。「5章 2 文化財の保存・活用に関する取り組み 基本方針4」において、取り組み内容で、観光との連携や歴史的建造物をさまざまな用途に活用する取り組みを行う趣旨のことを記載します。	○

番号	掲載箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
3	全般	<p>資料多すぎ。なにしたいか、わからん。全部継承するには、生活様式や、もともと伊賀に住んでいた人、移住者で背景が、異なるので、伊賀市民でくくと、かなり無理が、ある。先ず文化的背景のすり合わせが、必要。子供達に、伊賀の歴史、地形、無形有形の文化、を習うカリキュラムを導入する。成人には、地域への思い入れ少なく、生活の場として、今のレベルは、キープしたいが、文化だの、祭りだの、仏像だのには、興味なく、まず、興味持つ小集団活動を始め、その活動で、周囲を巻き込むしかない。行政は、テーマ別の小集団活動のスタートを事務局的役割で開始して、起動に乗ったら、活動支援から、自主活動に、移行させる。</p> <p>小集団活動のテーマは、比較的取っつきやすく、目に見えて理解できるものに、まずしぼりこむ。仏像なら、仏像女子、忍者なら、小中校生と保護者。歴女なら、神君伊賀越、天正伊賀の乱、伊賀城築城等。一年程度で、月1の活動、机上と、現地見学の組み合わせで、カリキュラム化して、小集団活動新規参加者に、指導しながら、修正していく。</p> <p>まず、市民を巻き込む日本活動にしなければならない。更に、中高生の自由研究のテーマとして、優秀作を表彰する。応募作品が多岐に渡るように、難易度を付け、穴狙いができ、モチベーションが上がる仕組みをいれる。</p>	<p>文化財の保存・活用にかかる取り組みには、計画案の「6章 文化財の保存・活用の推進体制」において、各種団体や自治協との連携を図ることを記載します。また、連携することで地域の魅力再発見と文化財の保存ができるような内容とします。</p>	○
4		<p>今回の資料は、知識として知っておいたほうが良いが、文化保護、継承は、実働でしか具体化できないと、考えるので、提案としては、市民レベルでの活動提案としたい。以上</p>	<p>今回の計画では、市内の文化財や歴史の概要・魅力を伝える意味も含めて記載します。</p>	○
5	6.7ページ	<p>「保護」と「保存」の違い、認識の差？</p>	<p>「伊賀市総合計画」の表現に合わせたため、「保護」としています。</p>	

番号	掲載箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
6	7ページ	課題に対する対応 ②文化財の活用 ・身近な歴史・・・伝える・・・を ・身近な歴史・・・伝え学習する・・・。にしてはど うですか？ (理由) 幼児から高齢者まで郷土を知り、歴史文化を学べる場 として学習(学び)を入れたらと思いますがいかがで すか？	ご意見のとおり修正します。	○
7	22ページ	高齢化が進む中、若者が就労で市外へ出て行かない様 に新しい産業への誘致などで若者が出て行かない様に する必要があると思います	本計画の中間案とは直接関係がないため、ご意見としてお伺い します。	
8	30ページ以降、 108ページ以降	「そもそも論」 第1章3. 歴史的背景と第3章4. 時間と空間の交差す るところ「伊賀」において、記述に重複感あり	重複している内容はできるだけ削除し、文脈から困難なもの は、表現や掲載する文化財を変更するなど再検討します。	○
9	p. 44表5など	遺跡と史跡の使い分けが不鮮明。法に合わせたほう が、分かりやすいと思います。	表の項目は、文化庁の指示によるものです。	
10	45ページ以降、 84ページ以降	「そもそも論」 第2章2. 文化財の類型別概要と第3章2. 「伊賀」を イメージさせるものにおいて、記述に重複感あり	重複している内容はできるだけ削除し、文脈から困難なもの は、表現や掲載する文化財を変更するなど再検討します。	○
11	49ページ	14行目「後補」下から11行目「後世補修」 いきなり 後補の記述？	ご指摘の箇所は内容・表現方法を再検討します。	○
12	80ページ	自治体史 『伊賀町史』刊行の後、合併前に『伊賀町のあゆみ』 が続編として、平成16年3月20日に発行されました。 他の市町村はわかりませんが、中間案に追筆してはど うですか？	ご意見のとおり追記します。	○

番号	掲載箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
13	85ページ	伊賀地域（本市・名張市）・・・前述では（伊賀市・名張市）	ご指摘の箇所は伊賀地域（本市・名張市）に統一します。	○
14	87ページ	登録博物館・伊賀流忍者博物館・・・屋敷？ ※登録博物館の脚注表示？	ご指摘の箇所は記述を再検討します。	○
15	89ページ	二百五十年忌⇔前述P48では生誕300年	ご指摘の箇所は二百五十年忌に統一します。	○
16	p. 86 図17の分布図など	位置情報のあるものは、地理情報システムGISを利用して管理・公開をお願いします。埋蔵文化財包蔵地は、旧上野市以外も公開をお願いします。併せて、オープンデータとして利用できるようお願いいたします。いずれも、官民データの利用促進の観点から。	本計画の中間案とは直接関係がありませんが、今後の検討に際し参考とさせていただきます。	
17	91ページ	17行目 なお～21行目 ～となった。 この記述は伊賀焼（常滑焼、信楽焼）を理解する上で、必要ですか？13世紀についてはその後の記述で理解可？	ご指摘の箇所は付加情報であるので削除します。	○
18	93ページ	「伊賀焼」 川端康成のノーベル文学賞時の紹介はあってもいいのでは。	ご指摘の箇所に、川端康成のノーベル文学賞時の記念講演録『美しい日本の私』に記述されていることを追記します。	○
19	111ページ3行目、55ページ4行目	段落詰める	ご指摘のとおり修正します。	○
20	112ページ	約3,000名・・・42ページの前述では2,800人余り	ご指摘の箇所は約2,700名に統一します。	○
21	121ページ	埋蔵文化財の保護が図ることができない場合⇒できないと言い切ることについて、どのような事態を規定していますか。	開発行為によって地下の遺構・遺物の現状保存ができないことを想定しています。	
22	124ページ	下から9行目 言える・・・前述では「いえる」漢字とひらがなの使い分け	ご指摘の箇所はひらがなに統一します。	○

番号	掲載箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
23	124ページ	有形無形に限らず、大切な文化財を後世に継ぐため、学校等での教えて伝えることだ大切と思う。そういった機会の野外教室もあればと思う。	学校教育との連携については、「5章 2 文化財の保存・活用に関する取り組み 基本方針3」において、学校教育との連携を記載します。	○
24	128. 129. 143ページ	<p>2-3 普及・啓発、2-4 活用について 「親しむ機会の充実のために」</p> <p>①文化財について（説明）看板の設置は最少前提条件ではなかろうか。</p> <p>②-1大切なものは非公開、非提示が多いが、ものによっては（ミエゾウの歯、建物など）展示用レプリカ、模型での展示（市庁舎や貸出で自治協への文化祭時）</p> <p>②-2市指定藤堂藩旧武庫など立入禁止施設が散見されるものの対応が不明瞭となっている。（許可制度とのギャップの解消）</p> <p>③文化財等施設において芸術文化などの展示会の拡大（現在ブントでは開催されていますが）</p> <p>④地域活動が実施するウォーキングなどへの資料提供や、より多くの情報提供が必要ですが（活動に対する指導等）</p>	<p>① 看板の設置を記載することにより、事業の位置づけが明確となることから、記載します。</p> <p>②-1 今後の普及啓発活動の検討に際し、参考とさせていただきます。</p> <p>②-2 文化財の公開については、建造物の本来の用途や所有者の考え方によって異なりますので、一律の対応は困難と言わざるを得ないのが現状です。</p> <p>③ 本計画の今後の取り組み内容に、展示等を実施することを記載します。</p> <p>④ 本計画は、「文化財に触れる機会の充実」のなかで地域と連携することを明記します。</p>	○